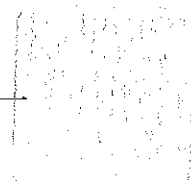


千曲市告示第30号

千曲市林業振興協議会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年2月26日

千曲市長 小川 修 一



千曲市林業振興協議会要綱の一部を改正する告示

千曲市林業振興協議会要綱(平成15年千曲市告示第122号)の一部を次のように改正する。
第3条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。